三(1)　役員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | |
| 変更後 | 髙木　実、佐藤　勝彦 |

(2)　変更年月日

平成二十六年四月一日

**○北陸地方整備局告示第七十一号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月十三日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　登録番号

北陸地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人　富山県建築住宅センター

三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 井波　隆 |
| 変更後 | 四宮　哲 |

(2)　変更年月日

平成二十六年五月一日

**○中部地方整備局告示第百五号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年五月十三日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　登録番号

中部地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター

三(1)　役員の氏名の変更

| | |
|---|---|
| 変更前 | 山田　昌則 |
| 変更後 | 木村　均 |

(2)　変更年月日

平成二十六年五月十二日

# 国会事項

## 衆議院

**議員辞職**

五月九日院議をもって、近畿選挙区選出議員三日月大造の辞職を許可した。

**法律公布奏上及び通知**

五月九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

**議案送付**

五月九日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案

**議案通知**

五月九日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

**報告書受領**

五月九日内閣から次の報告書を受領した。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告

## 参議院

**議案提出**

五月九日衆議院から次の議案が提出された。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一四号）

**議案受領**

五月九日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五四号）

**通知書受領**

五月九日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律

**報告書受領**

五月九日内閣から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告を受領した。

# 人事異動

## 内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はドイツ国、イギリス国、ポルトガル国、スペイン国、フランス国及びベルギー国へ出張のところ五月八日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職

国務大臣　菅　義偉

外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○農林水産大臣臨時代理解職

同　太田　昭宏

農林水産大臣林芳正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○経済産業大臣臨時代理解職

同　石原　伸晃

経済産業大臣茂木敏充帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　石原　伸晃

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる

同　三好　雅子（森　まさこ）

内閣府特命担当大臣甘利明帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる

（以上五月八日）